

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

本市の幹線道路の整備進展や自家用車の保有台数の増加に伴い、モータリゼーションの発達による市街地エリアの拡大が進み、中心市街地への依存度が低下しています。

市内公共交通は、JR会津若松駅や市街地中心部から放射状に、鉄道（JR磐越西線、只見線、会津鉄道会津線）及び路線バスが整備されており、路線バスは交通事業者が自主運行する市街地生活路線（7路線）、国・県・関係市町村の補助により広域・幹線として運行される地域間幹線系統（8路線）、市・県の補助により市中心部と近隣町村を結ぶ路線として運行される市町村生活交通路線（5路線）及び市町村合併に伴う行政区域の拡大に対応することを目的に市が運行するコミュニティバス（2路線）が運行されています。また、平成13年度から、JR会津若松駅から鶴ヶ城までの市内の主要施設を巡るまちなか周遊バスの運行を行っており、観光客だけでなく市民の利用も定着してきています。

しかし、路線バスについては、経路の分かりやすさや、定時性の確保、運行情報の提供、各バス停における待合スペースの確保なども課題となっており、こうした背景から中心市街地を利用する際の最も多い交通手段は自家用車の54%、バス利用者は6%というアンケート結果になっています。

今後、高齢化の急速な進展に伴い、自家用車を運転できなくなる人も増加すると想定されることから、誰もが利用しやすいよう公共交通の利便性の向上を図ることが求められている状況にあります。

【事業の必要性】

中心市街地の居住機能をはじめ、各種都市機能の集約によって「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」を推進していくためには、自家用車に依存しなくても生活が可能な公共交通の充実が不可欠であり、公共交通の利用実態や、人口・施設等の動態を把握・分析しながら、継続的な路線やダイヤの見直し・改善を図っていく必要があります。

また、バスの主な発着拠点となっているJR会津若松駅に加え、神明通りも周辺地域と中心市街地を結ぶ結節点となっていることから、ハブ機能整備も含めた利便性を高めた環境整備のあり方について調査研究していく必要があります。

さらに、路線バスなどの公共交通機関と商店街が連携を図り、公共交通利用者への付加的サービスを提供しながら、公共交通の利用促進と消費購買向上の双方へつなげるための取組みを行うなど、まちづくりと連携した地域公共交通のあり方が求められています。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための改善措置を講じていきます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>1【事業名】 地域巡回・コミュニティバス運行事業</p> <p>【内容】 北会津・河東地域と中心市街地をつなぐバスの運行</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	<p>会津若松市、会津乗合自動車株式会社</p>	<p>中心市街地と北会津地域をつなぐ地域巡回バス「ピカリン号」、河東地域をつなぐ地域コミュニティバス「みなづる号」を運行する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津若松らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>①地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>②福島県地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>③市巡回バス運行事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成 25 年度～</p> <p>②平成 25 年度～</p> <p>③平成 19 年度～</p>	
<p>2【事業名】 生活交通路線等運行維持事業</p> <p>【内容】 中心市街地と市郊外部、周辺市町村とを結ぶ路線運行の維持確保</p>	<p>会津乗合自動車株式会社、関係市町村</p>	<p>中心市街地と市郊外部、周辺市町村とを結ぶ路線について、国、県及び関係市町村と協調補助を行い、運行の維持確保を図る。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津若松らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>福島県地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>市生活交通路線運行維持対策事</p>	

【実施時期】 平成 9 年度～			業 【実施時期】 平成 9 年度～	
3【事業名】 金川町・田園町 住民コミュニティバス運行事業 【内容】 住民主体による コミュニティバス の運行 【実施時期】 平成 26 年度～	金川町・ 田園町住 民コミュ ニティバ ス運営協 議会	地区の特性・実情を熟知する住民が組織するバス運営協議会が運営主体となり、交通事業者及び行政の連携により運行されるバスであり、当該地域の高齢者の通院、買い物などの移動手段の確保はもとより、中心商店街との連携、地域協働の促進を図る。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 地域公共交通確保維持改善事業 市金川町・田園町住民コミュニティバス運行事業費補助金 【実施時期】 平成 26 年度～	



(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
4【事業名】 まちなか周遊・循環バス運行事業 【内容】 中心市街地等を 巡るバスの運行 【実施時期】 平成 13 年度～	会津乗合 自動車株 式会社、合 資会社広 田タクシ ー	生活交通路線バスが運行されていない商店街や病院などの公共施設、大型小売店舗等を経由する循環バス「エコろん号」、「ひまわりくん」、観光施設や公共施設を巡る周遊バス「ハイカラさん」、「あかべえ」を運行する。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 【実施時期】	



<p>5【事業名】 ハブ機能整備事業</p> <p>【内容】 商店街におけるバスのハブ機能整備</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	<p>会津若松市</p>	<p>バスの主要な発着拠点となっているJR会津若松駅前に加え、主要な結節点となっている神明通りについて、バス停留所の待合機能のみならず、商店街の魅力向上に資するようなハブ機能を整備する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【計画期間中の実施時期】</p>	
<p>6【事業名】 公共交通と商店街等との連携による活性化事業</p> <p>【事業内容】 路線バスと商店街等との連携した取組み</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	<p>民間事業者等</p>	<p>住民コミュニティバス専用会員券や高齢者フリーパスなどの発券にあわせ、交通事業者と沿線店舗や商店街などとの連携により、当該路線バス乗車券利用者へ買物ポイントを優遇するなどの付加的サービスを提供することで、公共交通の利用促進と消費購買向上の双方へつなげるための取組みを行う。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【計画期間中の実施時期】</p>	

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

【場所を特定しない事業】

- 4-5 人にやさしいみちづくり歩道整備事業(幹Ⅱ-9号 緑外 東栄町工区)
- 6-2 会津飯家守事業
- 7-2 まちなか憩いの空間・緑化プロジェクト事業
- 7-3 まちなか誘導・回遊・交流促進事業
- 7-4 夜の城下町観光推進事業
- 7-5 まちなかスペース有効活用事業
- 7-6 商店街イベント事業
- 7-7 空き店舗対策事業
- 7-10 景観まちづくり協定支援事業
- 7-11 歴史的景観指定建築物保存活用事業
- 7-12 景観重点地区まちなみ修景事業
- 7-17 通り・路地裏整備魅力向上事業
- 7-18 まちなかコミュニティ機能再生事業

- 7-21 創業支援事業
- 7-22 会津飯家守事業(再掲)
- 7-23 個店魅力向上事業(まちゼミ普及事業)
- 7-24 まちなかナイトバル事業
- 7-25 まちなか子どもフェスタ事業
- 7-26 子育て支援事業
- 7-27 あいづまちなかアートプロジェクト事業
- 7-28 まちなか市民大学事業
- 7-29 「会津の食」ブランド化事業
- 7-30 地産地消運動推進事業
- 7-31 隔わいづくり人材育成事業
- 7-32 まちなかインキュベーション事業
- 7-33 自然景観指定緑地保存活用事業
- 7-34 市民協働推進事業
- 7-35 買い物弱者対策購買環境整備検討事業

- 7-37 城下町レンタサイクル事業
- 7-38 余暇活動支援事業
- 7-40 ふくしまクール(ウォーム)シェア推進事業
- 7-41 空家等改修支援事業
- 7-42 ナイトタイムエコノミー事業
- 7-44 ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業
- 8-1 地域巡回・コミュニティバス運行事業
- 8-2 生活交通路線等運行維持事業
- 8-3 金川町・田園町住民コミュニティバス運行事業
- 8-4 まちなか回遊・循環バス運行事業
- 8-5 ハブ機能整備事業
- 8-6 公共交通と商店街等との連携による活性化事業

